

令和8年度くだまる健幸プラス(くだまつ健康マイレージ事業)参加規約

第 1 条(目的)

- 1 本規約は、市民が手軽に楽しく継続的に健康づくりに取り組むことができる「くだまる健幸プラス(くだまつ健康マイレージ事業)」(以下「本事業」という。)を下松市(以下「市」という。)が実施するにあたり、その参加条件および運用ルールを定めるものです。
- 2 本事業への参加者は、株式会社タニタヘルスリンク(以下「受託者」という。)の『ヘルスプラネット』会員規約、「法人契約に基づく『からだカルテ』会員規約」及び本規約(以下「各種規約」という。)に同意した上で、本事業のサービス等を利用するものとします。生活習慣病予防支援サービスを利用する参加者は、受託者のミライフ利用規約に同意するものとします。
- 3 本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。またその他疑義が生じた場合等は本規約の趣旨に従い、解決するものとします。

第 2 条(参加資格)

- 1 本事業に参加できる者は、以下の条件をすべて満たすものとします。
 - (1) 令和8年度の参加登録時点において満18歳以上かつ市に住民票を有する者
 - (2) 本規約に同意し、申込手続きを完了していること。
 - (3) 本事業に関するアンケート調査に協力すること。
 - (4) 専用のスマートフォンアプリまたはウェアラブル端末を使用できること、また週に1回歩数のデータ等の送信に協力すること。
- 2 市は、前項の条件を満たした場合でも、申込者が次のいずれかの場合に該当すると判断したときは、本事業への参加を取り消すことがあります。
 - (1) 同一の申込者が、複数の参加申込を行った場合
 - (2) 故意に虚偽の内容で参加申込を行った場合
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団及び法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他法第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当する場合

第 3 条(参加方法)

本事業へ参加をする手段として、参加者本人のスマートフォンアプリ又はウェアラブル端末を使用することとします。

第 4 条(参加者の決定)

令和8年度の本事業の参加者の定員は500名とします。参加は申し込み順とし、定員になり次第締め切ります。

参加申し込み後、第 2 条第 1 項 1 号に該当していないことが確認された場合、対象外として通知

し、本事業への参加を取り消します。

第 5 条(参加者の負担等)

参加に係る費用等の取扱いは次のとおりとします。

- 1 本事業に参加する場合の費用は、無料とします。スマートフォンアプリのダウンロード及び利用には参加者本人の負担として別途パケット通信料がかかります。(アプリケーションのバージョンアップや正常に動作しないことにより再設定等で追加的に発生する通信料を含みます。)
- 2 本事業で使用する体組成計、血圧計、モバイルルーター、リーダライター、二次元コードリーダー、プリンター等の各機器(ケーブル等附属品を含む。)について、参加者が故意に故障又は破損させた場合、修理又は再購入等に係る費用は参加者に請求します。
- 3 本事業に関する通話、通信、郵送及び交通等の参加者個人の活動に関する費用は、自己負担とします。

第 6 条(説明会の開催)

本事業の参加希望者を対象に説明会を開催します。

第 7 条(健幸ポイントの付与)

健幸ポイントは、下松市健康増進課(以下「担当課」という。)が定める基準に基づき付与されます。健幸ポイントの付与対象となる活動、付与数、上限等は別途定め、手引きやホームページに掲載します。

不正行為が認められた場合、健幸ポイントは無効とし、参加資格を取り消すことがあります。

第 8 条(インセンティブ)

参加者が獲得した健幸ポイントは、デジタルギフトに交換できます。インセンティブの取得には健(検)診受診を必須とします。

100ポイント単位でデジタルギフトと交換することができ、一人当たり1,000ポイントを交換上限とします。

交換上限以上に獲得したポイントについては、1口500ポイントを抽選応募に使用することができることとし、応募上限は6口とします。当選者には賞品を送付します。

交換可能なデジタルギフトの銘柄や交換可能期間等は別途定め、手引きやホームページに掲載します。

第 9 条(禁止事項)

参加者は、次の行為を行ってはいけません。

- 1 本事業のサービスを営利目的で使用する行為
- 2 本人以外になりすまして参加する行為
- 3 その他市又は他の参加者への迷惑行為

第 10 条(登録内容の変更)

参加者は、申込時の内容に変更が生じた場合は、後述の担当課に速やかに連絡し対応してください。

第 11 条(退会手続)

- 1 参加者は、本事業の実施期間中に退会の手続を行うことができます。担当課へ連絡してください。
- 2 退会後において、本事業を通じて取得した参加者の情報は、参加者個人を識別不可能な形式に加工した上で、本事業の評価等に利用するものとします。
- 3 参加者が保有していた健幸ポイントは、退会手続きと同時に抹消するものとします。

第 12 条(参加者資格の喪失)

参加者は、次のいずれかに該当する場合には参加者資格を喪失することがあります。

- 1 第2条第1項各号に掲げる参加条件に該当しなくなった場合
- 2 第2条第2項各号に掲げる条件に該当すると確認された場合
- 3 第9条各号に掲げる禁止事項を行った場合
- 4 参加者が、不適切なサービス利用により本事業の正常な運営を妨げ、又は信用を傷つけていると市が判断した場合
- 5 各種規約等に違反した場合

第 13 条(事業の分析)

- 1 市及び受託者は、本事業の分析評価・効果測定を行うため、アンケート結果、歩数データその他受託者が提供するウェブサイト等(以下「ウェブサイト等」という。)に集積された情報を活用することができるものとします。
- 2 市は、参加者情報を市が保有する医療費・介護保険等に関連した情報と照合したのち、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ特定の個人を識別する情報と容易に照合できないようにしたうえで、前項に定める効果測定・分析評価のために利用することがあります。

第 14 条(個人情報の取扱い)

- 1 参加者の個人情報は、本事業の運営目的に限り使用します。
- 2 個人情報の管理は、関係法令および当該団体の個人情報保護方針に基づき適切に行います。
- 3 市及び受託者は、参加者から提供された個人情報、健診データ、体組成計、ウェアラブル端末及びアンケートから収集される情報及びウェブサイト等に集積された情報(以下「収集情報」という。)について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)を遵守し、収集情報の利用及び管理を行います。
- 4 受託者は、参加者又は市から提供された個人情報を厳に秘密として管理し、第三者に提供又は開示しないものとします。収集情報については、次の目的に限定して利用するものとします。

- (1) 参加者へ本事業に伴うサービスを提供するため。
- (2) 市からの通知、アンケート等を送付するため。
- (3) 参加者個人がウェブサイト等で健康状態の推移を確認するため。
- (4) 健幸ポイントの付与、管理及び交換(交換の受領も含む)のため。
- (5) 事業分析、事業評価、効果測定及び統計分析に利用するため。
- (6) その他本事業の管理及び運用のため。

第 15 条(免責事項)

- 1 本事業への参加は自己責任で行うものとし、参加中の事故・怪我等について市及び受託者は一切の責任を負いません。
- 2 本事業は、災害・事故、その他緊急事態が発生した場合は、サービスの全部又は一部を停止・変更する場合があります。不可抗力によりサービス提供が不可能となった場合、市及び受託者はその責任を負いません。

第 16 条(規約の変更)

本規約は、必要に応じて予告なく内容を変更することがあります。変更後の規約は、公式ウェブサイト等で公表した時点で効力を生じます。

第 17 条(損害賠償)

参加者は、本事業に伴うサービスの利用に関連し、自己の責に帰すべき事由により、市及び受託者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

参加者は、本事業に伴うサービス利用に関連し、市及び受託者以外の第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用において、その紛争を解決するものとします。

第 18 条(問い合わせ)

問い合わせは、以下の窓口まで連絡してください。

【下松市健康増進課】

電話番号:0833-41-1234

受付時間:平日午前 8 時30分から午後 5 時15分まで